

米の先物取引試験上場の中止を求めることについて

要 旨

農水省は米の先物取引の試験上場を認可し、8月8日から取引が始まっている。米の先物取引が行われれば、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右されることになり、また消費者にとっても国産米が手に入りにくくなる可能性があることから、ただちに中止することを求める。

理 由

農水省が認可した米の先物取引の試験上場が東京穀物商品取引所（東穀）と関西商品取引所で8月8日から取引が始まりました。東日本大震災の被災地では農業の再生に向けて懸命な努力が始まろうとする矢先に、米を投機の対象にする先物取引を認可した政府、農水省の姿勢が問われています。

先物取引は売った商品を限月（取引の終了月）までに買い戻して、差額を精算し、逆に買った商品は限月までに売り渡し、差額を精算して取引を終了するのが基本です。実際に商品が受け渡しされるのは例外中の例外で、過去の実績では商品の受け渡しはわずか0.08%にすぎません。米の先物取引の主役は農家や米業者ではなく、圧倒的に投機家によるマネーゲームの舞台になり、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右されます。ただでさえ不安定な米価が投機筋の介入で一層激しく乱れることは避けられません。米価乱高下のもとでは、米作りも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとっても主食の安全と安定供給が置き去りにされ、なによりも国産米が手に入りにくくなる可能性があります。

原発事故による米の放射能汚染の不安は、日本全体へと広がり、“米非常事態”とも言うべき状況です。政府が今、やるべきは米の検査と管理に万全の対策をとり、国民が安心して新米を食べられるようにすることです。主食をマネーゲームでもてあそぶ米の先物取引はただちに中止することが求められます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。

請願項目

1. 米の先物取引試験上場はただちに中止すること。

平成23年8月23日

陳 情 者 秋田市中通6丁目7-36
秋田県米価対策共闘会議
議長 佐藤 長右衛門
紹介議員 佐藤 文子

大仙市議会議長 児玉 裕 一 様